

議案第 2 2 号

杉並区事務手数料条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 2 4 年 2 月 1 6 日

提出者 杉並区長 田 中 良

杉並区事務手数料条例の一部を改正する条例

杉並区事務手数料条例（平成 1 2 年杉並区条例第 2 4 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 の 2 の項を次のように改める。

<p>2 障害者自立支援法（平成 1 7 年法律第 1 2 3 号）第 7 7 条第 1 項及び第 3 項の規定に基づく地域生活支援事業に係る支援（次に掲げる者に係るものを除き、以下「地域生活支援」という。）</p> <p>ア 市町村民税世帯非課税者（障害者又は障害児の保護者（以下「障害者等」という。）及び当該障害者等の配偶者が地域生活支援のあった月の属する年度（地域生活支援のあった月が 4 月から 6 月までの場合にあつては、前年度）分の地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含むものとし、同法第 3 2 8 条の規定によって課する所得割を除く。以下同じ。）を課されない者（市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除された者を含むものとし、当該市町村民税の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者を除く。）である場合における当該障害者等をいう。）</p>	<p>地域生活支援手数料</p>	<p>地域生活支援に通常要する費用の額を勘案して区長が別に定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該地域生活支援に要した費用の額を超えるときは、当該現に地域生活支援に要した費用の額）に 1 0 0 分の 3 を乗じて得た額</p>	<p>地域生活支援を受けたとき（区長が別に定める場合にあつては、区長の指定する日まで）。</p>
--	------------------	---	--

<p>イ 被保護者（生活保護法の規定による保護を受ける者をいう。）</p> <p>ウ 支援給付受給者（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）の規定による支援給付を受ける者をいう。）</p>			
--	--	--	--

別表第1の69の項中「第31条の2第2項第15号八」を「第31条の2第2項第14号八」に、「第62条の3第4項第15号八」を「第62条の3第4項第14号八」に改め、同表の71の項中「第31条の2第2項第16号二」を「第31条の2第2項第15号二」に、「第62条の3第4項第16号二」を「第62条の3第4項第15号二」に改める。

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。ただし、別表第1の69の項及び71の項の改正規定は、公布の日から施行する。

（提案理由）

地域生活支援手数料を引き下げる等の必要がある。